

## 特定非営利活動法人

### 日本健康太極拳協会東京都支部規約

#### (名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人 日本健康太極拳協会東京都支部（以下支部という。）という。

#### (構成)

第2条 支部の円滑な運営を図るため、全域を次の3地域に分割し、地域内に所在する教室の連合体をもって支部を構成する。

##### 東京南地域

大田区・品川区・目黒区・世田谷区・港区・渋谷区・中央区・千代田区・新宿区・中野区・杉並区

##### 東京北地域

練馬区・板橋区・北区・豊島区・文京区・荒川区・台東区・墨田区・足立区・葛飾区・江戸川区・江東区

##### 東京西地域

狛江市・調布市・三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市・稲城市・府中市・小金井市・小平市・東村山市・国立市・国分寺市・立川市・日野市・東大和市・昭島市・武蔵村山市・福生市・八王子市・あきる野市・羽村市・青梅市・日の出町・奥多摩町・瑞穂町・桧原村

#### (目的)

第3条 支部の目的は次のとおりとする。

1. 八段錦・太極拳の普及・向上を期して同心協力すること。
2. 八段錦・太極拳を通じ、健康の増進と自己の錬磨に努めるとともに、会員・教室相互の緊密な結び付きと親睦を図ること。

#### (事業)

第4条 支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 理論と実技の講習会
2. その他必要と認めた事業

#### (会員)

第5条 八段錦・太極拳を愛好する者で第3条の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した者を支部会員とする。

#### (役員)

第6条 支部に役員をおく。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 若干名

ただし、このうち3名はそれぞれ第2条に定める地域を担当する。

3. 理事 10名以上

ただし、このうち1名は常任理事とする。

4. 監事 3名

#### (名誉支部長および顧問)

第7条 支部に支部長の諮問機関として名誉支部長および顧問をおく。

2. 名誉支部長および顧問は役員会で推薦された者とし、支部長が委嘱する。

#### (役員を選任)

第8条 理事および監事は総会において選任し、支部長・副支部長および常任理事は理事の互選とする。

2. 理事および監事は相互に兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第9条 支部長は支部を統括し、支部を代表する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め支部長が定めた順序で、その職務を代行する。

また、地域を担当する副支部長にあつては、その地域の会員・教室を掌握し、支部活動を推進する。

3. 常任理事は、支部長および副支部長を補佐し日常の事務を処理する。

4. 理事は役員会を構成し、支部の運営に必要な事項を決定し、執行する。

5. 監事は業務および経理を監査する。

#### (役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、補欠（または増員）により選任された役員任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。役員は再任されることができる。

2. 役員のうち支部長・副支部長および常任理事の任期は、3期6年にわたり継続した場合は、任期満了により退任する。ただし、第1項のただし書に該当する場合も3期とみなし任期満了とする。

#### (会議)

第11条 会議は総会および理事会とする。

#### (構成)

第12条 総会は、役員および代議員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権限)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

- (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 事業報告および収支決算
  - (4) 役員を選任
  - (5) 会費の額
  - (6) その他重要な事項
3. 理事会は次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) 支部会員の提案
    - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第14条 総会は、毎年度終了後3か月内に開催する。

#### (召集)

第15条 会議は、支部長が召集する。

2. 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面を少なくとも開催日の7日以前に通知しなければならない。  
ただし、支部長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席支部会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

#### (定足数)

第17条 会議は、総会において役員および代議員、理事会においては理事の1/2以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第18条 総会議事は、出席者の過半数をもって決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### (書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事および代議員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第20条 全ての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印する。

**(会議の決定事項)**

第 21 条 会議の決定事項は、「支部会報」等によって支部会員に連絡する。

**(会計年度)**

第 22 条 支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

**(事務所)**

第 23 条 支部の主たる事務所を東京都千代田区神田錦町 2 丁目 5 番 10 号に置く。

付 則

この規約は平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

平成 18 年 1 月 27 日 一部改正

平成 21 年 9 月 7 日 一部改正

平成 23 年 6 月 30 日 一部改正

平成 25 年 5 月 31 日 一部改正